次のページ

第55回人権週間 育てよう 一人一人の人権意識

－身近なことから人権を考えてみませんか－

12月4日から10日までは人権週間です。

重点項目は

○女性の地位を高めよう
○子供の人権を守ろう
○高齢者を大切にする心を育てよう
○障害のある人の完全参加と平等を実現しよう
○部落差別をなくそう
○アイヌの人々に対する理解を深めよう
○外国人の人権を尊重しよう
○インターネットを悪用した人権侵犯は止めよう
○性的指向を理由とする差別をなくそう

なお、いじめ・体罰・不登校・虐待など子どもに関わる問題、セクハラ・ストーカー・性的差別など女性に関わる問題、親子・親族・近隣などに関する問題などはいつでも町の人権擁護委員が自宅等で相談に応じます。相談は無料で秘密は固く守られます。

▼富士見町人権擁護委員
小松一信　富里　☎62-6211
茅野靖夫　原の茶屋☎62-5817
小池千澄　立沢　☎62-4019
小林幸子　高森　☎64-2070

▼問い合わせ先
保健福祉課介護高齢者係
☎62-9133（有）9133

平成16年 成人式に参加しよう

富士見町では、平成16年1月11日(日)に成人式を行います。

対象となるのは、昭和58年4月2日～昭和59年4月1日までに生まれた人で、町内在住者、町内出身者や町内の学校に在籍していた人などは対象になりますのでご参加ください。

今年は、富士見町を離れている新成人の方でも参加しやすい日程となっていますので、お誘い合わせの上、お出かけください。

※式のご案内は年賀ハガキでもいたします。

★期日　平成16年1月11日(日)
★会場　コミュニティ・プラザ
★服装　成人式にふさわしい服装
★日程
＊受付　午後12時20分～午後12時50分
＊式典　午後1時～1時30分
＊アトラクション　午後1時35分～3時35分

※アトラクションは、中学時代の恩師によるメモリアルトーク、記念撮影・祝賀パーティー等です。（予定）

▼問い合わせ先
教育課 生涯学習係
☎62-7900（有）8145

消費税が変わります

消費税法の一部が改正されました。主な改正点は①事業者免税点の引き下げ、②簡易課税制度の適用上限の引き下げ、③総額表示の義務付けです。

①事業者免税点の引き下げ
納税義務が免除される準備期間（前々年）における課税売上高の上限が1千万（現行3千万円）に引き下げられます。

②簡易課税制度の適用上限の引下げ
簡易課税制度を適用する事ができる基準期間における課税売上高の上限が5千万円（現行2億円）に引き下げられます。

※①、②の改正は、個人事業者は平成17年分から、事業年度が1年である法人については、平成17年3月決算分から適用されます。

③総額表示の義務付け
課税事業者が取引の相手方である消費者に対して、商品の販売等を行う場合で、あらかじめその取引価格を表示する場合には、消費税額を含めて表示する必要があります。

※③の改正は、平成16年4月1日から適用されます。

▼問い合わせ
諏訪税務署　所得税担当
☎57-5211

忘れていませんか？ 個人事業税（後期分）の納期限は12月1日です

―納税は便利な口座振替で―

個人事業税は、個人で長野県内に事務所または事業所を設けて事業を行っている方に課税される県の税金です。後期分の納期限は12月1日となっています。お忘れの方はお近くの金融機関又は地方事務所税務課窓口で納めてください。

納税には便利な口座振替制度もありますのでご利用ください。

▼問い合わせ
諏訪地方事務所税務課
☎57-2905

戦没者等の妻及び父母等の皆さまへ

―新たに特別給付金が支給されます―

○平成5年4月1日から平成15年3月31日までの間に夫が死亡したことにより、平成15年4月1日において公務扶助料や遺族年金等を受ける権利を有している妻の方に、新たに特別給付金が支給されます。

○平成8年に最終償還を終えた戦傷病者妻特別給付金を受けていた方で、夫である戦傷病者が平成5年4月1日から平成8年9月30日までの間に死亡したことにより、平成15年10月1日において公務扶助料や遺族年金等を受ける権利を有している妻の方に、新たに特別給付金が支給されます。

○平成5年4月1日から平成15年3月31日までの間に子又は孫が死亡したことにより、平成15年

（次ページに続く）